

私たちの活動を
ご理解いただくために

ディスクロージャー誌

DISCLOSURE

令和
6
年度

令和 6年4月1日～令和 7年3月31日

JA能登わかば

目 次

ごあいさつ	1	⑤ デリバティブ取引、金融等デリバ ティブ取引、有価証券関連店頭デリ バティブ取引	39
1. 経営理念・経営方針	2	(5) 預かり資産の状況	
2. 経営管理体制	3	① 投資信託残高(ファンドラップ含む)	39
3. 社会的責任と貢献活動	4	② 残高有り投資信託口座数	39
4. 事業の概況(令和6年度)	7	2. 共済取扱実績	
5. リスク管理の状況	10	(1) 長期共済保有高	40
6. 事業のご案内	13	(2) 医療系共済の共済金額保有高	40
【経営資料】		(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	40
I 決算の状況		(4) 年金共済の年金保有高	41
1. 貸借対照表	14	(5) 短期共済新契約高	41
2. 損益計算書	16	3. その他事業の実績	
3. キャッシュ・フロー計算書	18	(1) 購買品取扱高	41
4. 注記表	20	(2) 受託販売品取扱高	41
5. 剰余金処分計算書	28	(3) 保管事業取扱実績	41
6. 部門別損益計算書	29	(4) 加工事業取扱実績	42
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	31	(5) 利用事業取扱実績	42
8. 会計監査人の監査	31	(6) 指導事業の収支内訳	42
II 損益の状況		IV 経営諸指標	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	31	1. 利益率	42
2. 利益総括表	32	2. 貯貸率・貯証率	42
3. 資金運用収支の内訳	32	V 自己資本の充実の状況	
4. 受取・支払利息の増減額	32	1. 自己資本の状況	43
III 事業の概況		2. 自己資本の構成に関する事項	43
1. 信用事業		3. 自己資本の充実度に関する事項	45
(1) 貯金		4. 信用リスクに関する事項	49
① 種類別貯金平均残高	33	5. 信用リスク削減手法に関する事項	57
② 定期貯金残高	33	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	59
(2) 貸出金		7. 証券化エクスポージャーに関する事項	59
① 種類別貸出金平均残高	33	8. CVA リスクに関する事項	59
② 貸出金利条件別内訳残高	33	9. マーケット・リスクに関する事項	59
③ 貸出金担保別内訳残高	33	10. オペレーショナル・リスクに関する事 項	60
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	34	11. 出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	60
⑤ 貸出金使途別内訳残高	34	12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	61
⑥ 貸出金業種別残高	34	13. 金利リスクに関する事項	62
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	34	【JAの概要】	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及 び金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	35	1. 機構図	64
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の農協法に基づく開示債権の 状況	35	2. 役員	65
⑩ 貸倒引当金内訳	37	3. 組合員数	65
⑪ 貸出金償却額	37	4. 組合員組織の状況	65
(3) 内国為替取扱実績	37	5. 地区	66
(4) 有価証券		6. 沿革・歩み	67
① 保有有価証券平均残高	37	7. 店舗等のご案内	67
② 保有有価証券残存期間別残高	38		
③ 有価証券の時価情報	38		
④ 金銭の信託の時価情報	39		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ



代表理事組合長
寺 西 清 悟

盛夏の候、組合員の皆様方には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は JA の事業活動に温かいご理解と格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、能登半島地震など未曾有の災害が起こり JA 能登わかばの施設も甚大な被害を受け、JA 事業の基本となる訪問活動も制約される中、厳しい事業展開を強いられました。そのような状況の中でも、皆様のご理解とご協力により前年以上の事業利益を確保できたことに対して、組合員の皆様をはじめ地域のお客様、関係者の皆様、職員やその家族のご理解に感謝申し上げます。

今年度も、訪問活動を強化し各家庭を訪問させていただき微力ながら少しでも組合員の皆様に寄り添い地域の復興に協力できるよう JA 一丸となって取り組んでいきます。

また、国からの総合的監督指針、早期警戒制度の改正や農業・JA を取り巻く情勢と環境変化が著しく、組合員サービスを維持し経営を強化するため、令和6年2月26日の JA 能登わかば本支店再編にご協力いただき重ねてお礼を申し上げます。

我が国の農業は、大規模農家への農地集積が進んでいるものの農業者の減少と高齢化から後継者不足の課題に直面しています。肥料、農薬、燃料、農業資材の高騰により農業経営に深刻な影響を与えています。

国内では「食料・農業・農村基本法」の改正があり、食料安全保障と、農作物の適正価格が基本法に盛り込まれました。今年度は、米価も高止まり傾向でありますが、消費者の理解を得ながら農業所得の向上を実践していくよう JA グループとして国に働きかけていく所存でございます。

我々 JA の使命である農業振興を実践していくためには、盤石な経営基盤を確立することが重要であり、役職員一丸となって引き続き事業改革の取り組みを進め、持続発展に努めていきます。

最後に、地域の復旧・復興をそして組合員皆様のご健勝とご多幸をお祈りするとともに、皆様の温かいご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和7年7月

1. 経営理念・経営方針

○活力ある地域農業づくり

世界農業遺産に認定された悠久な能登の地において、水稻を中心に、能登野菜をはじめとした園芸作物の生産振興を図るとともに、地産地消も大切にした「安心」・「安全」な地元農畜産物の安定供給を目指す「活力ある地域農業づくり」に取り組みます。

また、「担い手」の育成と規模の拡大並びに組織育成の推進、安全な農畜産物生産、販路拡大による農家所得の安定と地域農業の活性化が重要な課題となっており、当 JA といたしましても鋭意取り組んでいきます。

○活力ある地域社会づくり

JA グループの一員として、協同組合原則と JA 綱領の精神を大切にし、地域農業の振興と地域社会の活性化に誠実に取り組み、社会的役割を積極的に果たす JA を目指し、JA の様々な事業活動を通じて、組合員やこの地域の人たちが心豊かで、安心して暮らせる「活力ある地域社会づくり」を目指します。

特に、組合員組織活動を重視し、生活文化活動や豊かな自然や伝統・文化を活かした「活力ある地域社会づくり」への貢献に努め、行政機関や他団体との連携により組合員や地域社会に奉仕する JA を目指します。

○活力ある JA づくり

組合員の声を聴く事を重視し満足度の向上、安心・信頼される JA を目指して、魅力ある事業活動と組合員の参加・参画を基本として、協同組合原則に基づく JA 運営を徹底して追及するとともに、組合員の期待に応える JA 職員の育成を図り、全ての JA 役職員の持てる能力を発揮・活用し、「活力ある JA づくり」を目指します。

○自己改革の取り組み

「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、相互扶助の理念に基づき、消費者の皆さんへ安心・安全な国産農産物をお届けし、農業者の所得増大、地域活性化を実現するため、様々な自己改革に挑戦しています。



2. 経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

◇ 農業関係の持続的な取り組み

① 農地フル活用による生産振興と販売力の強化

JA 直売所を拠点とした生産拡大・所得増大

直売所を通じて、多様な担い手が農業生産に積極的に取り組めるよう、出荷者による組織化の展開や、栽培講習会の定期的開催など、出荷者の生産拡大に向けた取り組み支援を行っています。

また、直売所での JA カードご利用による支払いで5%割引を実施し、生産者の生産意欲向上及び消費者の利用支援を図っています。

② 付加価値の増大と新たな需要開拓

農畜産物の全国ブランド化

独自の農畜産物について、品質・収量の安定を図り、ブランドを確立できるように取り組んでいます。

③ 生産コスト低減への取り組み強化

新たな栽培技術によるトータル生産コストの引き下げ

物財費や労働費を含めた低コスト生産技術や増収技術の確立・普及のため、土壌分析・農薬の散布量を抑える使用体系の検討、肥料農薬の銘柄集約等を実践していくことによりトータル生産コストの低減に取り組んでいます。

④ 「営農指導機能」「農家とコミュニケーション」の強化

営農指導体制の確立・営農指導員の資質向上

営農指導員を中心に訪問活動を通して、農業の情報や所得拡大につながる指導・提案活動により組合員との結び付きの強化に取り組んでいます。

⑤ 多様な担い手の育成と農業経営安定化の実現

新規就農者に対する支援強化

幅広く新規就農者や女性層等の育成と確保を図ることとし、農業に必要な栽培技術や専門知識の習得、機械の取得や施設整備、農地の確保等に関する支援や新規就農情報の発信など、関係機関との強化を進めています。

⑥ JA 出資型農業生産法人の設立

農業者の高齢化や後継者不足、経営所得安定対策、今後の生産調整制度見直し等により厳しい農業情勢が危惧される中、集落・担い手と連携し地域農業の安定と農地維持管理に取り組むため、JA 出資型農業生産法人を設立し活動しています。

⑦ 担い手ネットワークの構築

担い手間の相互ネットワーク化を図り、担い手による主体性のある活動を支援し将来を見据えた地域農業の維持発展に取り組めるよう担い手経営ネットワーク部会を設立し協議を進めています。

◇ 地域密着型金融への取り組み

① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援

当 JA は、地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、次の取り組みを行っています。

ア. 農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取り扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和7年3月末時点において、農業関係資金残高^(注)667,428千円を取り扱っています。

(注) 農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

営農類型別や資金種類別の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取り扱い状況については P34 の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。

イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備

当 JA は、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。

農業経営アドバイザーの資格取得を推奨し、営農・経済部署と連携したサポート体制の確立を図り、迅速に資金ニーズに対応できるよう取り組んでいます。

ウ. 6次産業化に向けた農商工連携の推進

当 JA では、農業6次産業化に向けた農商工連携に取り組んでいます。

【具体的取り組み】

- ・受注懇談会への参加

当 JA 管内の生産物や加工品を受注懇談会へ持参し、商談を実施。

② 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

当 JA は、担い手をサポートするため、ライフサイクルに応じて次の取り組みを行っています。

セミナー等の開催

JA 職員を対象とした研修会への出席等を通じ、農業経営の確立強化を支援しています。

セミナー名	参加対象者	主催者	内 容
農業経営アドバイザー研修	JA 職員	日本政策金融公庫	資格取得にかかる研修
農業経営アドバイザーミーティング	農業経営アドバイザー合格者	日本政策金融公庫	スキル向上、資格更新の要件
農業制度資金説明会	JA 職員	石川県	農業制度資金の概要説明
農業融資研修	JA 職員	JA バンク石川信連	農業者への対応力強化

③ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

当 JA では、地域社会へ貢献するため、次の取り組みを行っています。

ア. 災害被災者への支援

災害対策窓口の設置、災害対策資金の創設や個別融資先の経営状況に応じた償還条件の緩和等の対応を行っています。

イ. 食農教育の展開

活 動 名	活 動 内 容
わかばキッズクラブ	次世代を担う子供たち（小学生）と保護者を対象に食と農の体験活動を通じて自然・農業の大切さを学んでいます。

- ◇ 「みんなのよい食運動」を展開し、地場産農産物の消費拡大と安全・安心な農産物づくりへの取り組みを普及・啓蒙しています。

（地産地消運動・生産履歴記帳運動・ポジティブリスト制度への対応）

- ◇ 担い手・新規就農者への支援や野菜作り講習会を行っています。

- ◇ 農業関連融資を行っています。（令和6年度新規貸付実績 86件 389,949千円）

(2) 地域貢献活動

当 JA は、地域に密着し、地域になくてはならない JA としてあり続けるため、組合員のメンバーシップを強化し、組合員の必要とする総合サービスを提供するとともに、地域協同活動を展開し、地域に根ざした「JA づくり」に取り組んでいます。（※コロナ禍の状況に応じて一部中止した活動もあります。）

- ① 組合員・地域住民の「思い」や「ニーズ」を把握するため、組合員訪問や支店別座談会を行っています。

- ② 地域農業と協同組合の理解を深めるため、広報誌の配布及び公式 LINE を立ち上げ情報を発信しています。

- ③ 事業活動と協同活動の最前線である支店を拠点として「1 支店 1 協同活動」に取り組み、「食」と「農」に基づいた協同活動を推進しています。

- ④ 総合ポイント制度を活用することで、地元産農産物の購入をさらに拡大しています。

- ⑤ 金融サービスや生活物資の販売のために、移動店舗を導入しています。

- ⑥ JA グリーンわかばの里や織姫の里なかのとの農畜産物直売所コーナーを通して、地産地消を推奨し「安心・安全」な農畜産物を提供するとともに、旬野菜レシピコーナーやカラー野菜レシピ本も作成し、生産者と消費者の方々とのふれあう場を提供しています。

- ⑦ 年金友の会をはじめ各種組織を結成し、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。

- ⑧ 社会保険労務士による年金相談会を開催し、組合員・地域利用者の相談機能の充実、ライフプランの作成のお手伝いをしています。

- ⑨ 24時間365日どこでも申し込みができる各種ネットローンをご用意し、生活応援に取り組んでいます。

- ⑩ 全ての給油所において自家発電設備を備え、災害における停電時にも地域の住民に継続して給油できる体制となっています。

また、子供たちや消費者に対していのちと食と農を結ぶ行動や地域の関わりや食の大切さ、食を支える農業やJAの役割について、以下のように理解促進を図っています。

- ◇ 米づくり体験農園の実施
- ◇ 管内全小学校に対する「ちゃぐりん」副読本の配付
- ◇ 小中学校に対する作文・図画・書道・ポスターコンクールの開催
- ◇ 郷土食や伝統料理の伝承活動や地元食材を使った料理教室の開催
- ◇ 学校給食への地元産野菜の提供

その他として、生活文化活動を積極的に展開して、活力ある地域づくりに取り組んでいます。

- ◇ 元気高齢者の支援、地域貢献、農業や組合員について理解を深めるため、はじめての野菜作り教室の開催

平成30年2月1日
能登わかば農業協同組合

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

4. 事業の概況（令和6年度）

（1）事業の概況

基幹的農業従事者の高齢化や担い手不足等による農業生産基盤の弱体化の進展が懸念される一方、国際紛争を契機とする世界的な食料・生産資材価格の高騰等を背景に、国内では、「食料・農業・農村基本法」が改正されるなど食料安全保障への関心が高まっています。

また、人口減少による地域コミュニティやインフラの維持が問題となる中、JA 経営をめぐる情勢は厳しさを増しており、今後の経営収支改善に向けた取組強化が不可欠となっています。

そうした中、令和6年には「能登半島地震」「奥能登豪雨」といった、かつてない未曾有の大災害発生によりライフラインの崩壊や人口流出などが加速し、農業・JA の持続可能な経営に向け、被災地・被災 JA の復旧・復興を妨げる多くの課題が山積しており、組合員の皆さまには、ご理解とご協力をいただいたことに心よりお礼申し上げます。

そうした厳しい状況の中での事業展開でありましたが、組合員をはじめとした皆さまの温かいご理解とご協力のもと、役職員一丸となり各事業に取り組んできました。

この情勢下、目指す姿として「持続可能な農業の実現」「豊かでくらしやすい地域共生社会の実現」「協同組合としての役割発揮」の実現に向け、存在意義の発揮に努めることとしています。

その結果、令和6年度決算は、事業利益が1億61百万円、経常利益は2億72百万円となり、税引前当期利益は3億49百万円を計上することができました。これもひとえに組合員皆さまの事業に対するご理解と温かいご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

① 農業生産販売事業

本年度の米集荷実績については、全国的な米不足と米価高騰にともない米の集荷状況は厳しさを増しており、前年度より7,700俵余り少ない79,000俵（集荷率83.5%）となりました。1等米比率については、84.5%と前年度より12.0%上昇しました。

米取扱高は16億90百万円（前年比141.5%）、販売品取扱高は25億25百万円（前年比128.3%）でした。

また、農業経営の安定を図るため「能登米」の生産や担い手支援を積極的に行うとともに、「能登野菜」の生産振興に努め、農畜産物直売所「JA グリーンわかばの里」及び「織姫の里なかのと」の活用により、地域農業の活性化を図り国消国産に貢献しました。

② 利用事業

育苗センターの出荷箱数は、233,129箱の実績となりました。ライスセンターの利用量は水稻で4,190 t、大麦で270 tの実績となりました。無人ヘリ防除では、水稻3回防除で延べ1,993ha、大麦2回防除で延べ50ha、大豆3回防除で延べ16haの実績となりました。

③ 信用事業

地域密着型金融機関を目指し、組合員・利用者から必要とされる JA バンク活動に取り組みました。貯金業務において年金友の会等の各種イベントを企画し、7月に中能登地区の3JA 合同で復興応援コンサートを開催いたしました。また年金等の相談機能の充実により、組合員のニーズに応じたサービスを提供いたしました。融資業務において能登半島地震で被災した農業者の復旧支援に尽力し、農業関連資金実行額で389百万円（前年比326.8%）の実績となりました。

その結果、貯金平均残高1,134億円（前年比113.0%）、貸出金平均残高132億円（前年比103.5%）の実績となりました。

④ 共済事業

複合渉外を中心に「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提案し、組合員・利用者に寄り添ったキメ細かい推進活動と地震や自然災害に備えた建物更生共済の普及に努め、長期共済新契約522万ポイント（前年比114.7%）の実績となりました。

自動車共済においてスマイルサポーターの共済窓口担当者のレベルアップを図り、12,571台（前年比100.4%）の契約台数となりました。

また、能登半島地震による建物更生共済の共済金支払額は管内で189億円超に達しました。

⑤ 購買事業

生産資材につきましては、農家所得向上に向けコスト低減資材の取組強化と予約購買の徹底を目指すとともに、特に土づくり資材の普及に取り組みました。

また、JA グリーンわかばの里やアグリセンター等では、組合員ニーズに合った商品の提供を行い、農機・給油所ではイベントやキャンペーンを行い、組合員及び利用者の皆さまに満足いただけるようサービスの向上に取り組みました。その結果、購買事業では30億4百万円の取扱高(前年比104.6%)となりました。

⑥ 葬祭事業

能登半島地震後の復旧が遅れていたため、葬儀内容は十分なサービス対応ができない面があり、大変ご迷惑をおかけしましたが、組合員の皆さまに感謝申し上げます。その結果、265件(前年比105.5%)うち家族葬が161件(前年比110.2%)の実績となり、家族葬は60.7%を占めるに至りました。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当 JA では、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めていきます。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マナー・ローダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合及び子会社等の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

組合の地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査に実施により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善取り組みについての的確な進捗管理により実践している。

また、役員による重要性の理解と陣頭指揮のもと、現業部署・リスク管理部署・内部監査部署が連携して反社会的勢力排除や金融犯罪防止にあたっている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

(運用状況について)

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。

- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

リスク管理委員会を設置し、重要なリスクの特定と対応状況の管理に努めるとともに、取組状況を定期的に理事会に報告している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
(2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
(2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
(3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
(2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
(3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
(4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
(2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
(3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
(4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 JA ではマネロン等対策を重要課題の 1 つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会義（ALM 委員会）を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議（ALM 委員会）で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

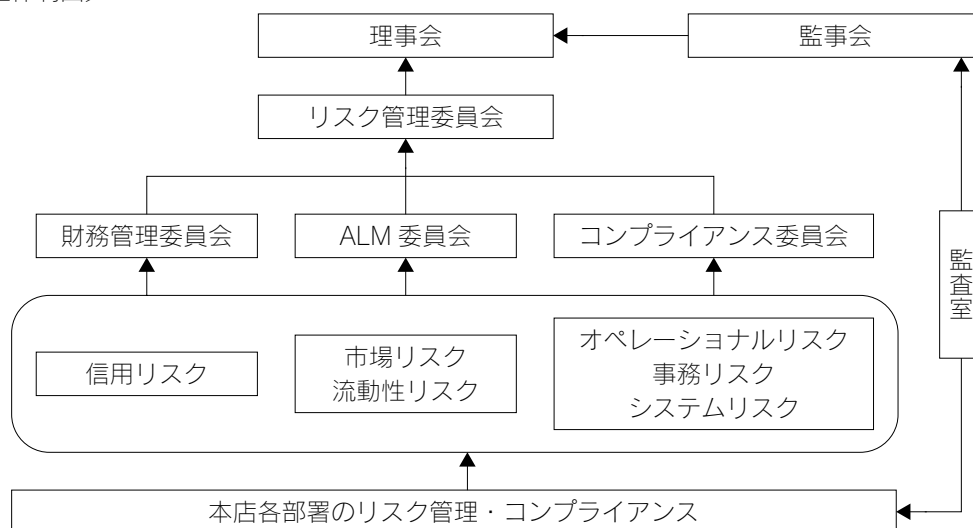
⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

〔リスク管理体制図〕



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当 JA では組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように、組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当 JA では情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当 JA は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口（電話：0767-53-8505（月～金 9時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）

（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口または JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険 ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

（各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。）

◇「経営者保証に関するガイドライン」への対応

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当 JA は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備し、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまがガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

◇内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当 JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

平成21年12月金融円滑化法施行以来、合計37件（令和7年3月31日まで）の貸付条件変更申込があり、当該取引先のキャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性をも踏まえた審査により、対応処理いたしました。

なお、貸付条件変更先については、定期的な訪問等により債務者の経営状況の把握に努め、適切な経営指導・経営改善支援等に努めています。

6. 事業のご案内

(信用事業)

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金など目的・期間にあわせて組合員はもちろん地域住民・事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただいています。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取り扱いもしています。

3. 為替決済業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っています。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とCD オンライン提携しており全国の金融機関・コンビニエンスストアのCD・ATM利用が可能となっています。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしています。

4. 国債の窓口販売業務

個人向け国債、中・長期利付国債、投資信託の窓口販売業務を行っています。お客様のライフプランに合わせた資産運用をご提案させていただいています。

(共済事業)

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 養老生命共済、終身共済、こども共済、年金共済、建物更生共済、医療共済、がん共済、介護共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済など

短期共済 火災共済、自賠償共済、自動車共済、傷害共済、農業者賠償責任共済

(経済事業)

JAは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っています。

1. 農業に関わる事業

JAは肥料や農薬等の生産資材及び農業機械などの販売・修理、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。

2. 生活に関わる事業

JAは日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、ギフト用品の販売や葬祭事業も行っています。

(その他)

JAの総合事業の形態を活かし、総合ポイント制度を導入して組合員メリットの創出に努めています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	資 産	
	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	107,301,659	104,373,289
(1) 現金	339,887	369,453
(2) 預金	82,275,018	79,213,751
系統預金	81,669,862	78,508,641
系統外預金	605,155	705,109
(3) 有価証券	11,314,630	10,313,800
(4) 貸出金	13,172,334	14,307,553
(5) その他の信用事業資産	250,644	224,604
未収収益	52,450	100,540
その他の資産	198,194	124,064
(6) 貸倒引当金	▲ 50,855	▲ 55,874
2. 共済事業資産	7,309	15,820
(1) その他の共済事業資産	7,309	15,823
(2) 貸倒引当金	▲ 0	▲ 2
3. 経済事業資産	1,077,386	1,427,522
(1) 受取手形	2,382	—
(2) 経済事業未収金	596,338	675,787
(3) 経済受託債権	189,696	441,962
(4) 棚卸資産	242,552	279,291
購買品	190,701	222,007
その他の棚卸資産	51,850	57,283
(5) その他の経済事業資産	46,817	31,354
(6) 貸倒引当金	▲ 399	▲ 872
4. 雑資産	243,951	233,135
5. 固定資産	2,577,412	2,565,122
(1) 有形固定資産	2,572,119	2,560,262
建物	4,925,581	4,896,864
機械装置	1,220,135	1,315,801
土地	902,867	900,984
建設仮勘定	—	24,554
その他の有形固定資産	1,178,078	1,174,764
減価償却累計額	▲ 5,654,543	▲ 5,752,707
(2) 無形固定資産	5,292	4,859
その他の無形固定資産	5,292	4,859
6. 外部出資	4,722,748	4,722,758
(1) 外部出資	4,722,748	4,722,758
系統出資	4,589,988	4,589,998
系統外出資	122,780	122,780
子会社等出資	9,980	9,980
7. 繰延税金資産	157,819	131,256
資 産 の 部 合 計	116,088,289	113,468,906

(単位：千円)

負債及び純資産		
科目	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	108,953,507	106,859,293
(1) 貯金	108,701,298	106,312,701
(2) 借入金	113,522	171,115
(3) その他の信用事業負債	138,687	375,475
未払費用	10,244	24,711
その他の負債	128,443	350,764
2. 共済事業負債	597,567	566,239
(1) 共済資金	389,433	340,795
(2) 未経過共済付加収入	203,815	218,025
(3) 共済未払費用	4,312	7,386
(4) その他の共済事業負債	6	32
3. 経済事業負債	571,867	911,924
(1) 経済事業未払金	326,114	460,618
(2) 経済受託債務	213,341	421,082
(3) その他の経済事業負債	32,411	30,222
4. 雑負債	283,527	334,235
(1) 未払法人税等	15,399	38,248
(2) 資産除去債務	25,759	26,034
(3) その他の負債	242,369	269,953
5. 諸引当金	441,801	347,590
(1) 賞与引当金	50,922	48,711
(2) 退職給付引当金	119,029	107,186
(3) 役員退職慰労引当金	18,244	21,592
(4) ポイント引当金	3,967	4,000
(5) 災害損失引当金	249,638	166,098
負債の部合計	110,848,271	109,019,283
(純資産の部)		
1. 組合員資本	6,709,895	6,906,993
(1) 出資金	2,438,507	2,391,876
(2) 利益剰余金	4,287,276	4,529,626
利益準備金	2,635,000	2,655,000
その他利益剰余金	1,652,276	1,874,626
任意積立金	1,343,239	1,381,256
リスク管理積立金	655,000	992,000
農業経営基盤積立金	118,000	98,000
施設整備積立金	160,000	160,000
税効果積立金	73,002	131,256
特別積立金	337,237	—
当期末処分剰余金	309,037	493,369
(うち当期剰余金(▲損失金))	(▲405,312)	(266,531)
(3) 処分未済持分	▲15,888	▲14,509
2. 評価・換算差額等	▲1,469,877	▲2,457,370
(1) その他有価証券評価差額金	▲1,469,877	▲2,457,370
純資産の部合計	5,240,017	4,449,622
負債及び純資産の部合計	116,088,289	113,468,906

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	1,919,694	1,946,006
事業収益	4,490,667	4,883,387
事業費用	2,570,972	2,937,381
(1) 信用事業収益	606,405	699,115
資金運用収益	537,437	610,702
(うち預金利息)	(286,462)	(333,054)
(うち有価証券利息)	(102,043)	(127,165)
(うち貸出金利息)	(104,115)	(107,826)
(うちその他受入利息)	(44,815)	(42,656)
役務取引等収益	28,336	33,663
その他事業直接収益	14,376	19,625
その他経常収益	26,255	35,125
(2) 信用事業費用	97,770	227,598
資金調達費用	9,270	38,529
(うち貯金利息)	(8,215)	(37,198)
(うち給付補填備金繰入)	(383)	(353)
(うち借入金利息)	(230)	(223)
(うちその他支払利息)	(441)	(753)
役務取引等費用	6,020	6,056
その他事業直接費用	33,362	120,790
その他経常費用	49,117	62,222
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(8,701)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 2,500)	(—)
信用事業総利益	508,635	471,516
(3) 共済事業収益	702,035	746,846
共済付加収入	666,345	677,205
その他の収益	35,690	69,641
(4) 共済事業費用	47,417	62,831
共済推進費	12,408	22,405
共済保全費	2,499	2,215
その他の費用	32,510	38,210
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(2)
共済事業総利益	654,617	684,014
(5) 購買事業収益	2,523,153	2,751,794
購買品供給高	2,434,038	2,649,217
購買手数料	8,189	6,639
修理サービス料	64,885	68,609
その他の収益	16,039	27,327
(6) 購買事業費用	2,049,869	2,253,337
購買品供給原価	1,946,668	2,149,427
修理サービス費	7,008	7,841
その他の費用	96,192	96,067
(うち貸倒引当金繰入額)	(133)	(473)
(うち貸倒損失)	(—)	(7)
購買事業総利益	473,283	498,456
(7) 販売事業収益	120,282	129,322
販売手数料	106,264	116,439
その他の収益	14,017	12,882
(8) 販売事業費用	38,378	33,184
その他の費用	38,378	33,184
販売事業総利益	81,903	96,137
(9) 保管事業収益	58,008	47,024
(10) 保管事業費用	22,871	18,860
保管事業総利益	35,136	28,163

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(11) 加工事業収益	1,835	1,046
(12) 加工事業費用	6,559	1,683
加工事業総利益(▲損失)	▲ 4,723	▲ 637
(13) 利用事業収益	283,519	285,023
(14) 利用事業費用	207,716	223,349
利用事業総利益	75,802	61,674
(15) 葬祭事業収益	217,473	236,875
(16) 葬祭事業費用	108,995	114,908
葬祭事業総利益	108,478	121,967
(17) その他事業収益	1,505	1,565
その他事業総利益	1,505	1,565
(18) 指導事業収入	8,182	6,462
(19) 指導事業支出	23,127	23,316
指導事業収支差額	▲ 14,945	▲ 16,853
2. 事業管理費	1,869,814	1,784,605
(1) 人件費	1,260,472	1,195,874
(2) 業務費	160,018	150,511
(3) 諸税負担金	58,626	55,802
(4) 施設費	384,179	378,007
(5) その他費用	6,516	4,408
事業利益	49,879	161,401
3. 事業外収益	111,242	116,482
(1) 受取雑利息	37	3
(2) 受取出資配当金	82,384	84,943
(3) 賃貸料	8,220	7,795
(4) 償却債権取立益	284	260
(5) 雑収入	20,316	23,480
4. 事業外費用	4,613	5,203
(1) 寄付金	523	418
(2) 雑損失	4,090	4,785
経常利益	156,508	272,680
5. 特別利益	6,144	96,782
(1) 固定資産処分益	849	4,372
(2) 一般補助金	5,294	1,833
(3) 災害共済金	—	21,828
(4) 災害見舞金等	—	56,951
(5) 災害損失引当金戻入益	—	11,795
6. 特別損失	619,087	19,740
(1) 固定資産処分損	2,675	1,688
(2) 固定資産圧縮損	5,294	1,833
(3) 減損損失	346,771	1,883
(4) 災害関連損失	14,707	14,334
(5) 災害損失引当金繰入額	249,638	—
税引前当期利益(▲損失)	▲ 456,433	349,723
法人税、住民税及び事業税	33,696	56,628
法人税等調整額	▲ 84,817	26,562
法人税等合計	▲ 51,120	83,191
当期剰余金(▲損失金)	▲ 405,312	266,531
当期首繰越剰余金	183,350	179,275
リスク管理積立金取崩額	346,000	1,000
農業経営基盤積立金取崩額	25,000	20,000
施設整備積立金取崩額	160,000	—
税効果積立金取崩額	—	26,562
当期末処分剰余金	309,037	493,369

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	▲ 456,433	349,723
減価償却費	174,346	172,801
減損損失	346,771	1,883
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	▲ 7,460	5,495
賞与引当金の増減額(▲は減少)	▲ 2,345	▲ 2,210
退職給付引当金等の増減額(▲は減少)	▲ 3,209	▲ 11,842
その他引当金等の増減額(▲は減少)	256,031	▲ 82,899
信用事業資金運用収益	▲ 559,004	▲ 737,474
信用事業資金調達費用	9,270	38,529
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 82,421	▲ 84,946
有価証券関係損益(▲は益)	40,552	100,387
固定資産売却損益(▲は益)	552	▲ 2,647
外部出資関係損益(▲は益)	2,741	—
固定資産圧縮損	5,294	1,833
固定資産処分費用	1,798	—
資産除去債務関連損益	269	274
一般補助金収益	▲ 5,294	▲ 1,833
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(▲)減	▲ 158,900	▲ 1,135,219
預金の純増(▲)減	▲ 9,900,000	2,600,000
貯金の純増減(▲)	11,569,232	▲ 2,388,596
信用事業借入金の純増減(▲)	▲ 113,030	57,593
その他信用事業資産の純増(▲)減	▲ 120,920	74,011
その他信用事業負債の純増減(▲)	35,921	223,039
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(▲)	37,240	▲ 48,637
その他共済事業資産の純増(▲)減	61	▲ 8,513
その他共済事業負債の純増減(▲)	▲ 681	17,309
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	53,420	▲ 77,067
経済受託債権の純増(▲)減	▲ 73,621	▲ 252,266
棚卸資産の純増(▲)減	18,190	▲ 36,738
支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲)	▲ 38,265	134,504
経済受託債務の純増減(▲)	61,689	207,741
その他経済事業資産の純増(▲)減	5,372	15,463
その他経済事業負債の純増減(▲)	4,340	▲ 2,188
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増(▲)減	41,793	10,350
その他負債の純増減(▲)	33,519	19,398
未払または未収消費税の純増減(▲)	▲ 22,553	8,185

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
信用事業資金運用による収入	557,603	689,522
信用事業資金調達による支出	▲ 9,968	▲ 24,800
事業分量配当金の支払額	▲ 40,261	—
小 計	1,661,639	▲ 169,836
雑利息及び出資配当金の受取額	82,421	84,946
法人税等の支払額	▲ 35,848	▲ 33,779
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,708,212	▲ 118,668
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 3,054,939	▲ 2,283,742
有価証券の売却等による収入	2,023,697	2,196,692
固定資産の取得による支出	▲ 345,241	▲ 313,943
固定資産の売却による収入	461	152,830
補助金の受入による収入	5,294	1,833
外部出資による支出	▲ 3,491	2,731
固定資産の処分に伴う支出	▲ 1,798	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1,376,017	▲ 243,598
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	57,646	76,367
出資の払戻しによる支出	▲ 115,804	▲ 122,998
持分の取得による支出	▲ 14,282	▲ 14,509
持分の譲渡による収入	22,887	15,888
出資配当金の支払額	▲ 24,604	▲ 24,181
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 74,157	▲ 69,433
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	258,038	▲ 431,700
6. 現金及び現金同等物の期首残高	1,142,367	1,400,405
7. 現金及び現金同等物の期末残高	1,400,405	968,705

4 注記表（令和6年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
・ 子会社株式……移動平均法による原価法
・ その他有価証券
イ. 時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・ 購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・ 購買品（農機）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・ 購買品（小売店舗品、部品等）……売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・ その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 24年～50年、機械装置 7年～12年
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査を受けております。
- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

JA ポイントサービスに基づき組員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥ 災害損失引当金

令和6年1月に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 葬祭事業

葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「〇」で表示しています。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳帳
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,234,864千円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|--------------|-------------|
| ① 建物 | 1,051,227千円 |
| ② 機械装置 | 1,016,494千円 |
| ③ 土地 | 16,497千円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 150,644千円 |

- (2) 担保に供した資産
系統定期預金900,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金5,100千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社等に対する金銭債権の総額 ありません。
子会社等に対する金銭債務の総額 10,248千円

- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 61,478千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません。

- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は54,184千円、危険債権額は52,320千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,505千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|-------------------|--------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | ありません。 |
| うち事業取引高 | ありません。 |
| うち事業取引以外の取引高 | ありません。 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 290千円 |
| うち事業取引高 | 290千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | ありません。 |

- (2) 減損会計に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・経済施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と短期賃貸用固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店・農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
旧鳥屋味噌施設	遊休	土地	業務外固定資産
旧東湊 倉庫横土地	遊休	土地	業務外固定資産
旧石崎作業場	遊休	土地	業務外固定資産

- ② 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、処分費用見込後の正味売却価額が帳簿価額より低いことから、正味売却価額まで帳簿価額を減額し、当該減少

額を減損損失として認識しました。

- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

旧鳥屋味噌施設	1,722千円（土地 1,722千円）
旧東湊 倉庫横土地	112千円（土地 112千円）
旧石崎作業所	48千円（土地 48千円）
合計	1,883千円（土地 1,883千円）

- ④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価価額に基づき算定しています。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券による運用を行っています。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課（運用部門）は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課（運用部門）が行った取引についてはリスク審査課（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%増加したものと想定した場合には、経済価値が175,901千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提と

しており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預金	79,213,751	78,878,393	▲ 335,357
有価証券	10,313,800	10,313,800	—
その他有価証券	10,313,800	10,313,800	—
貸出金	14,307,553		
貸倒引当金(*1)	▲ 55,874		
貸倒引当金控除後	14,251,679	14,027,495	▲ 224,183
資 産 計	103,779,230	103,219,689	▲ 559,541
貯金	106,312,701	105,981,749	▲ 330,952
負 債 計	106,312,701	105,981,749	▲ 330,952

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価等により算定しています。

ロ、有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、

期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,722,758

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	66,513,751	—	12,000,000	—	—	700,000
有価証券	—	352,490	77,380	—	76,530	12,300,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	352,490	77,380	—	76,530	12,300,000
貸出金(*1, 2)	1,855,810	1,657,352	1,480,946	1,289,533	1,170,027	6,832,066
合 計	68,369,561	2,009,842	13,558,326	1,289,533	1,246,557	19,832,066

(*1) 貸出金のうち、当座貸越158,970千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等21,816千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	95,388,002	3,931,729	5,604,425	410,613	661,819	316,112
合 計	95,388,002	3,931,729	5,604,425	410,613	661,819	316,112

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を超 えるもの	社 債	229,320	197,970	31,350
	小 計	229,320	197,970	31,350
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を超 えないもの	国 債	4,855,100	5,868,539	▲ 1,013,439
	地 方 債	487,080	600,000	▲ 112,920
	社 債	4,435,900	5,704,661	▲ 1,268,761
	受益証券	306,400	400,000	▲ 93,600
	小 計	10,084,480	12,573,200	▲ 2,488,720
合 計		10,313,800	12,771,170	▲ 2,457,370

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	1,412,083	14,194	—
地 方 債	102,507	2,538	—
社 債	202,892	2,892	—
合 計	1,717,482	19,625	—

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職

給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度及び全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)	
期首における退職給付引当金	119,029
退職給付費用	37,153
退職給付の支払額	▲ 12,210
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 19,348
確定給付型年金制度への拠出金	▲ 17,437
期末における退職給付引当金	107,186

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)	
退職給付債務	1,037,167
特定退職金共済制度	▲ 366,493
確定給付型年金制度	▲ 563,486
未積立退職給付債務	107,186
退職給付引当金	107,186

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)	
簡便法で計算した退職給付費用	37,153

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,294千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は110,230千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)	
	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	15,017
退職給付引当金	30,326
役員退職慰労引当金	6,127
賞与引当金	13,473
災害損失引当金	46,054
有価証券減損損失否認額	28,956
減損損失否認額	260,452
資産除去債務	7,371
その他有価証券評価差額金	697,401
その他	25,990
繰延税金資産小計	1,131,172
評価性引当額	▲ 990,062
繰延税金資産合計（A）	141,109
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 9,852
繰延税金負債合計（B）	▲ 9,852
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	131,256

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：％)	
	当期
法定実効税率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 3.4
評価性引当額の増減	▲ 2.9
住民税均等割	0.9
税率変更に伴う繰延税金資産の修正	▲ 0.4
その他	▲ 0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.8

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7％から28.4％に変更されました。

この税率変更による影響は軽微です。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- ① 当該資産除去債務の概要
当組合の一部の支店・経済拠点等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法
資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は2年～31年、割引率は0％～2.0％を採用しています。
- ③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減
期首残高 25,759千円
時の経過による調整額 274千円
期末残高 26,034千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、農業関連施設等に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該農業関連施設等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

10. その他の注記

(1) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約束する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、455,326千円です。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・ 子会社株式……移動平均法による原価法
 - ・ その他有価証券
 - イ. 時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・ 購買品（農機）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・ 購買品（小売店舗品、部品等）……簿価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・ その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 24年～50年、機械装置 7年～12年
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
 - 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
 - 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査を受けております。
- ② 賞与引当金
 - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
 - なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ ポイント引当金
 - JA ポイントサービスに基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥ 災害損失引当金

令和6年1月に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 葬祭事業

葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,299,782千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	1,117,979千円
② 機械装置	1,016,494千円
③ 土地	16,497千円
④ その他の有形固定資産	148,810千円

(2) 担保に供した資産

系統定期預金900,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金5,100千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社等に対する金銭債権の総額 ありません。
子会社等に対する金銭債務の総額 10,212千円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 48,269千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません。
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)
(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は62,044千円、
危険債権額は41,135千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ず
る債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等
の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに
準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないも
の、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回
収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及び
これらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありま
せん。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の
翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準
ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図るこ
とを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、
債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更
生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該
当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債
権及び貸出条件緩和債権額の合計額は103,180千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|-------------------|--------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | ありません。 |
| うち事業取引高 | ありません。 |
| うち事業取引以外の取引高 | ありません。 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 290千円 |
| うち事業取引高 | 290千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | ありません。 |

(2) 減損会計に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又
は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実
施した結果、営業店舗については支店・経済施設ごとに、また、業
務外固定資産(遊休資産と短期賃貸用固定資産)については、各固
定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店・農業関連施設等の共同利用施設については、独立した
キャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループの
キャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識
しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
中央給油所	営業用店舗	その他	
能登島給油所	営業用店舗	機械装置	
中島支店 理髪店	短期賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
旧矢田郷店	短期賃貸用固定資産	建物	業務外固定資産
旧鹿島支店	遊休	建物及び土地及び その他	業務外固定資産
旧鹿西支店	遊休	建物及びその他	業務外固定資産
旧鳥屋味噌施設	遊休	建物及び土地	業務外固定資産
旧鳥屋支店	遊休	建物及び機械装置及 び土地及びその他	業務外固定資産
旧鳥屋支店資材倉庫	遊休	建物及び土地	業務外固定資産
旧東湊店	遊休	土地	業務外固定資産
旧中古農機センター	遊休	建物及び土地及び その他	業務外固定資産
旧南大吞資材倉庫	遊休	建物及び土地	業務外固定資産
旧和倉温泉店	遊休	土地	業務外固定資産
旧石崎作業場	遊休	土地	業務外固定資産
旧徳田支店資材倉庫	遊休	建物及び土地	業務外固定資産
旧田鶴浜支店	遊休	土地	業務外固定資産
旧田鶴浜支店資材倉庫	遊休	土地	業務外固定資産
旧能登島支店	遊休	土地及びその他	業務外固定資産

- ② 減損損失の認識に至った経緯

中央給油所・能登島給油所については、当該店舗の営業収支が2
期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないこ

とから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失
として認識しました。

短期賃貸用固定資産については、使用価値が帳簿価額まで達して
いないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損
損失として認識しました。

さらに、遊休資産については、正味売却価額で評価し帳簿価額と
の差額を減損損失として認識しました。

- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資
産の種類ごとの減損損失の内訳

中央給油所	1,234千円 (その他	1,234千円)
能登島給油所	1,151千円 (機械装置	1,151千円)
中島支店理髪店 (短期賃貸用固定資産)	219千円 (土地	219千円)
旧矢田郷店 (短期賃貸用固定資産)	1,561千円 (建物	1,561千円)
旧鹿島支店	68,637千円 (建物	37,445千円、 土地 30,854千円、 その他 336千円)
旧鹿西支店	53,333千円 (建物	45,775千円、 その他 7,558千円)
旧鳥屋味噌施設	2,322千円 (建物	414千円、 土地 1,908千円)
旧鳥屋支店	37,975千円 (建物	37,353千円、 機械装置 64千円、 土地 306千円、 その他 250千円)
旧鳥屋支店資材倉庫	2,628千円 (建物	2,360千円、 土地 268千円)
旧東湊店	7千円 (土地	7千円)
旧中古農機センター	80,469千円 (建物	21,751千円、 土地 57,929千円、 その他 789千円)
旧南大吞資材倉庫	13,382千円 (建物	3,769千円、 土地 9,613千円)
旧和倉温泉支店	58,732千円 (土地	58,732千円)
旧石崎作業所	97千円 (土地	97千円)
旧徳田支店資材倉庫	2,488千円 (建物	63千円、 土地 2,424千円)
旧田鶴浜支店	5,013千円 (土地	5,013千円)
旧田鶴浜支店資材倉庫	9,425千円 (土地	9,425千円)
旧能登島支店	8,090千円 (土地	7,941千円、 その他 149千円)
合計	346,771千円 (建物	150,495千円、 機械装置 1,215千円、 土地 184,742千円、 その他 10,317千円)

- ④ 回収可能価額の算定方法
短期賃貸用固定資産の回収可能価額については使用価値を採用し
ており、適用した割引率は1.0%です。

その他の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用
しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

- (3) 災害関連損失の計上額
災害関連損失は、令和6年1月に発生した能登半島地震に関連する
損失です。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合
員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用
農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券に
よる運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に
対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履
行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、純投資目的(その他有価証券)で
保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク
及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会にお
いて対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については
、本店にリスク審査課を設置し各支店との連携を図りながら、
与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッ
シュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評
価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ、市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課(運用部門)は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課(運用部門)が行った取引についてリスク審査課(リスク管理部門)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他の有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が18,016千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預金	82,275,018	82,188,796	▲ 86,221
有価証券	11,314,630	11,314,630	－
その他有価証券	11,314,630	11,314,630	－
貸出金	13,172,334		
貸倒引当金(*1)	▲ 50,855		
貸倒引当金控除後	13,121,479	13,154,990	33,510
資 産 計	106,711,128	106,658,416	▲ 52,711
貯金	108,701,298	108,602,868	▲ 98,429
負 債 計	108,701,298	108,602,868	▲ 98,429

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

ロ、有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,722,748

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	81,675,018	－	－	－	－	600,000
有価証券	0	0	707,870	358,300	0	11,684,700
その他有価証券のうち満期があるもの	0	0	707,870	358,300	0	11,684,700
貸出金(*1, 2)	1,780,355	1,543,923	1,309,416	1,134,351	992,975	6,389,819
合 計	83,455,373	1,543,923	2,017,286	1,492,651	992,975	18,674,519

(*1) 貸出金のうち、当座貸越171,327千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等21,492千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	98,551,908	5,005,152	3,961,654	502,010	374,386	306,186
合 計	98,551,908	5,005,152	3,961,654	502,010	374,386	306,186

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えるもの	国 債	1,617,410	1,596,967	20,442
	地 方 債	414,430	399,968	14,461
	社 債	409,450	400,000	9,450
	小 計	2,441,290	2,396,935	44,354
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えないもの	国 債	2,943,030	3,384,420	▲ 441,390
	地 方 債	230,580	300,000	▲ 69,420
	社 債	4,848,860	5,703,151	▲ 854,291
	受益証券	850,870	1,000,000	▲ 149,130
	小 計	8,873,340	10,387,572	▲ 1,514,232
合 計		11,314,630	12,784,507	▲ 1,469,877

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	902,639	10,961	2,372
社 債	503,308	3,415	0
合 計	1,405,947	14,376	2,372

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度及び全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	122,239
退職給付費用	23,971
退職給付の支払額	▲ 8,162
確定給付型年金制度への拠出金	▲ 19,018
期末における退職給付引当金	119,029

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	1,121,278
特定退職金共済制度	▲ 409,423
確定給付型年金制度	▲ 592,824
未積立退職給付債務	119,029
退職給付引当金	119,029

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤務費用	23,971
退職給付費用	23,971

特定退職金共済制度への拠出金22,722千円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,051千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は130,309千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	13,901
退職給付引当金	32,923
役員退職慰労引当金	5,046
賞与引当金	14,085
災害損失引当金	69,049
有価証券減損損失否認額	28,221
減損損失否認額	265,987
資産除去債務	7,125
その他有価証券評価差額金	406,568
その他	26,056
繰延税金資産小計	868,966
評価性引当額	▲ 701,544
繰延税金資産合計 (A)	167,422
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 9,602
繰延税金負債合計 (B)	▲ 9,602
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	157,819

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

本年は、税引前当期損失を計上しており記載を省略しています。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の支店・経済拠点等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は2年～31年、割引率は0%～2.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25,489千円
時の経過による調整額	269千円
期末残高	25,759千円

10. その他の注記

(1) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、602,188千円です。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	309,037	493,369
2. 任意積立金取崩額	337,237	—
特 別 積 立 金	337,237	—
3. 剰余金処分額	466,999	390,000
(1) 利益準備金	20,000	60,000
(2) 任意積立金	422,817	330,000
リスク管理積立金	338,000	310,000
農業経営基盤積立金	338,000	20,000
税効果積立金	84,817	—
(3) 出資配当金	24,181	—
(年率)	(1.0)	(—)
4. 次期繰越剰余金	179,275	103,369

(注) 1. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額14,000千円が含まれています。

2. 任意積立金における目的積立金の積立目的及び積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積 立 目 標 額 または積立基準	取 崩 基 準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本金の支出、農林年金制度変更等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の30/1000に達する額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
農業経営基盤積立金	営農指導事業に関するもので特別措置及び臨時措置に要する費用もしくは支出に備え、計画的な財源確保を図る。	販売品取扱高の10/100相当額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
施設整備積立金	施設の取得、修繕、処分に備える。	1 取得予定施設の取得価額相当額。 2 修繕に要する費用が多額な固定資産について、取得価額の10%以内。 3 施設整備及び遊休資産等の処分に伴う、取壊費用、処分損相当額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

6. 部門別損益計算書

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,905,077	699,115	746,846	1,801,762	1,649,923	7,429	
事業費用 ②	2,959,071	227,598	62,831	1,389,730	1,258,900	20,009	
事業総利益 ③ (①-②)	1,946,006	471,516	684,014	412,031	391,022	▲ 12,580	
事業管理費 ④	1,784,605	351,725	440,832	548,663	363,467	79,915	
(うち減価償却費 ⑤-1)	(172,801)	(11,334)	(16,765)	(115,499)	(23,507)	(5,694)	
(うち人件費 ⑤-2)	(1,195,874)	(228,794)	(349,302)	(320,729)	(234,224)	(62,823)	
※うち共通管理費 ⑥		90,858	163,405	87,559	74,863	-	▲ 416,685
(うち減価償却費 ⑦-1)		(9,276)	(15,339)	(2,494)	(2,135)	(-)	(▲ 29,246)
(うち人件費 ⑦-2)		(44,132)	(80,079)	(57,113)	(48,824)	(-)	(▲ 230,149)
事業利益 ⑧ (③-④)	161,401	119,791	243,181	▲ 136,631	27,555	▲ 92,495	
事業外収益 ⑨	116,482	17,573	31,297	27,774	39,738	98	
※うち共通分 ⑩		17,313	31,297	26,419	22,583	-	▲ 97,614
事業外費用 ⑪	5,203	1,795	2,938	432	37	-	
※うち共通分 ⑫		1,600	2,938	24	21	-	▲ 4,584
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	272,680	135,569	271,541	▲ 109,290	67,256	▲ 92,396	
特別利益 ⑭	96,782	16,581	29,964	26,096	24,140	-	
※うち共通分 ⑮		16,581	29,964	26,096	22,307	-	▲ 94,949
特別損失 ⑯	19,740	3,447	6,229	5,425	4,637	-	
※うち共通分 ⑰		3,447	6,229	5,425	4,637	-	▲ 19,740
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	349,723	148,703	295,276	▲ 88,619	86,759	▲ 92,396	
営農指導事業分配賦額 ⑲		-	-	92,396	-	▲ 92,396	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	349,723	148,703	295,276	▲ 181,016	86,759		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要員割40%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業

農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	25	45	16	14	-	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

令和5年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,522,397	606,405	702,035	1,549,904	1,654,904	9,150	
事業費用 ②	2,602,702	97,770	47,417	1,171,651	1,266,773	19,093	
事業総利益 ③ (①-②)	1,919,694	508,635	654,617	378,253	388,130	▲9,943	
事業管理費 ④ (うち減価償却費 ⑤-1) (うち人件費 ⑤-2)	1,869,814 (174,346) (1,260,472)	491,682 (33,295) (306,732)	442,499 (16,092) (348,635)	518,765 (109,207) (307,787)	361,769 (15,669) (245,953)	55,097 (81) (51,363)	
※うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費 ⑦-1) (うち人件費 ⑦-2)		184,681 (27,309) (79,395)	165,065 (11,888) (82,542)	79,192 (2,894) (50,876)	68,899 (2,058) (44,088)	- (-) (-)	▲497,839 (▲44,150) (▲256,902)
事業利益 ⑧ (③-④)	49,879	16,952	212,117	▲140,511	26,360	▲65,040	
事業外収益 ⑨ ※うち共通分 ⑩	111,242	23,269 22,980	28,715 28,715	23,153 21,211	36,082 18,361	21 -	▲91,268
事業外費用 ⑪ ※うち共通分 ⑫	4,613	1,767 919	1,161 1,161	1,069 661	615 615	-	▲3,357
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	156,508	38,454	239,672	▲118,427	61,827	▲65,018	
特別利益 ⑭ ※うち共通分 ⑮	6,144	81 81	103 103	597 72	5,362 67	-	▲324
特別損失 ⑯ ※うち共通分 ⑰	619,087	149,691 149,002	189,517 189,517	140,584 140,564	139,293 132,618	-	▲611,703
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	▲456,433	▲111,155	50,258	▲258,414	▲72,103	▲65,018	
営農指導事業分配賦額 ⑲		-	-	65,018	-	▲65,018	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	▲456,433	▲111,155	50,258	▲323,433	▲72,103		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要員割40%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業

農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	37	33	16	14	-	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当 JA の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月28日
能登わかば農業協同組合
代表理事組合長 寺西 清悟

8. 会計監査人の監査

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	5,127,795	4,749,180	4,804,813	4,522,397	4,905,077
信用事業収益	703,799	658,047	651,113	606,405	699,115
共済事業収益	781,273	755,363	710,518	702,035	746,846
農業関連事業収益	1,845,873	1,685,621	1,704,314	1,559,054	1,809,192
その他事業収益	1,796,848	1,650,147	1,738,866	1,654,904	1,649,923
経 常 利 益	228,583	207,830	169,788	156,508	272,680
当 期 剰 余 金	115,827	129,474	45,630	▲ 405,312	266,531
出 資 金	2,602,505	2,544,351	2,496,665	2,438,507	2,391,876
(出 資 口 数)	2,602,505	2,544,351	2,496,665	2,438,507	2,391,876
純 資 産 額	7,327,876	7,014,552	6,230,989	5,240,017	4,449,622
総 資 産 額	108,678,013	109,531,667	105,234,193	116,088,289	113,468,906
貯 金 残 高	99,020,918	100,311,208	97,132,065	108,701,298	106,312,701
貸 出 金 残 高	14,017,298	13,030,751	13,013,434	13,172,334	14,307,553
有 価 証 券 残 高	11,357,930	12,120,240	10,795,180	11,314,630	10,313,800
剰余金配当金額	51,902	52,546	64,865	24,181	—
出 資 配 当 金	25,815	25,282	24,604	24,181	—
事業分量配当金	26,087	27,264	40,261	—	—
職 員 数	218	207	191	188	175
単体自己資本比率	18.17	17.99	18.30	16.55	18.62

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収益	537,437	610,702	73,265
役務取引等収益	28,336	33,663	5,327
その他信用事業収益	40,632	54,750	14,118
合 計	606,405	699,115	92,710
資金調達費用	9,270	38,529	29,259
役務取引等費用	6,020	6,056	36
その他信用事業費用	82,479	183,012	100,533
合 計	97,770	227,598	129,828
信用事業粗利益	531,497	498,613	▲ 32,884
信用事業粗利益率	0.49	0.47	▲ 0.02
事業粗利益	2,124,915	2,114,235	▲ 10,680
事業粗利益率	1.83	1.86	0.03
事業純益	255,101	329,630	74,529
実質事業純益	255,101	329,630	74,529
コア事業純益	274,086	430,795	156,709
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	274,086	430,795	156,709

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	99,925,206	537,437	0.54	112,900,460	610,702	0.54
預 金	75,157,555	331,277	0.44	86,561,968	375,710	0.43
有価証券	11,974,574	102,043	0.85	13,092,685	127,165	0.97
貸 出 金	12,793,076	104,115	0.81	13,245,806	107,826	0.81
資金調達勘定	100,545,826	8,828	0.01	113,643,998	37,774	0.03
貯金・定期積金	100,349,464	8,598	0.01	113,497,122	37,551	0.03
借 入 金	196,361	230	0.12	146,875	223	0.15
総資金利ざや			0.04			0.20

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	▲ 42,863	73,265
預 金 利 息	▲ 12,334	46,592
有価証券利息	▲ 231	25,122
貸 出 金 利 息	342	3,710
その他受入利息	▲ 30,640	▲ 2,159
支 払 利 息	▲ 3,867	29,259
貯 金 利 息	▲ 3,520	28,983
給付補填備金繰入	▲ 424	▲ 29
借 入 金 利 息	▲ 100	▲ 7
その他支払利息	179	312
差 引	▲ 38,996	44,005

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯 金

① 種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
要 求 払 貯 金	42,458	56,222	13,765
当 座 貯 金	6	14	8
普 通 貯 金	42,345	56,092	13,747
貯 蓄 貯 金	99	108	9
別 段 貯 金	7	8	1
そ の 他 の 貯 金	0	0	▲ 0
定 期 性 貯 金	57,892	57,275	▲ 617
定 期 貯 金	55,687	55,285	▲ 403
財 形 貯 蓄	87	88	1
積 立 定 期 貯 金	130	132	1
定 期 積 金	1,976	1,762	▲ 214
そ の 他 の 貯 金	11	8	▲ 2
計	100,349	113,497	13,148
合 計	100,349	113,497	13,148

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
定 期 貯 金	56,065	48,697	▲ 7,368
うち固定金利定期	56,065	48,697	▲ 7,368

(2) 貸 出 金

① 種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
証 書 貸 付 金	12,579	13,091	513
当 座 貸 越	214	154	▲ 60
合 計	12,793	13,246	453

② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	12,121	13,308	1,187
変 動 金 利 貸 出	770	684	▲ 86
そ の 他 貸 出	280	315	35
合 計	13,172	14,307	1,135

③ 貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
担 保	貯 金	173	159	▲ 14
	有 価 証 券	－	0	－
	動 産	－	0	－
	不 動 産	1,171	994	▲ 177
	そ の 他 担 保	118	87	▲ 31
	計	1,463	1,240	▲ 223
保 証	農業信用基金協会保証	4,021	4,681	660
	そ の 他 保 証	619	671	52
	計	4,641	5,353	712
信 用		7,067	7,713	646
合 計		13,172	14,307	1,135

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保	—	—	—
計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金	6,694	6,860	166
運 転 資 金	6,478	7,447	969
合 計	13,172	14,307	1,135

(注) 運転資金には「農業運転」、「事業運転」、「生活関連（自動車ローンは除く）」が該当します。

⑥ 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	構 成 比	令和6年度	構 成 比	増 減
法 人					
農 業 ・ 林 業	224	1	224	1	0
水 産 業	—	—	—	—	—
製 造 業	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業	27	0	25	0	▲ 2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	22	0	21	0	▲ 1
サ ー ビ ス 業	14	0	57	0	43
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—
地 方 公 共 団 体	6,871	52	7,469	52	598
そ の 他	—	—	—	—	—
個 人	6,014	45	6,511	45	497
合 計	13,172	100	14,307	100	1,135

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	647	838	191
穀 作	220	241	21
野 菜 ・ 園 芸	11	38	27
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	14	13	▲ 1
養 鶏 ・ 養 卵	1	—	▲ 1
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	401	545	144
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	647	838	191

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	302	445	143
農 業 制 度 資 金	345	393	48
うち農業近代化資金	231	222	▲ 9
うちその他制度資金	113	171	58
合 計	647	838	191

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	113	171	58
そ の 他	—	—	—
合 計	113	171	58

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	62	16	6	38	62
	令和6年度	54	13	6	34	54
危 険 債 権	令和5年度	41	6	21	11	39
	令和6年度	52	9	22	18	50
要 管 理 債 権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
小 計	令和5年度	103	23	28	50	101
	令和6年度	106	22	29	52	104
正 常 債 権	令和5年度	13,075				
	令和6年度	14,205				
合 計	令和5年度	13,178				
	令和6年度	14,312				

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

- 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当 JA は金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
危険債権
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
要管理債権
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額
三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの
正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

- 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

自己査定債務者区分			農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権		
(総与信ベース)			(信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)		
破綻先			破産更生債権及びこれらに準ずる債権（ア）	54	
実質破綻先					
			(注1)		
破綻懸念先			危険債権（イ）	52	
			(注1)		
要注意先	要管理先		要管理債権（ウ）	三月以上延滞債権	－
				貸出条件緩和債権	－
	その他の要注意先		(注2)		
正常先			正常債権（エ）	14,205	
			(注1)		
			合 計（ア）＋（イ）＋（ウ）＋（エ）		14,312
			開示債権合計額（ア）＋（イ）＋（ウ）		106
(正常債権14,205百万円を除く)					

(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

(注2) 三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑩ 貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令 和 5 年 度				
	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	1,076	994		1,076	994
個 別 貸 倒 引 当 金	57,638	50,259	5,093	52,545	50,259
合 計	58,714	51,254	5,093	53,621	51,254

種 目	令 和 6 年 度				
	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	994	3,834		994	3,834
個 別 貸 倒 引 当 金	50,259	52,915	3,682	46,577	52,915
合 計	51,254	56,749	3,682	47,572	56,749

⑪ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
貸 出 金 償 却 額	5,093	3,682

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 5 年 度				令 和 6 年 度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	25,138	14,142,864	146,297	33,474,956	27,482	19,354,496	163,221	36,504,884
代金取立為替	1	5,000	—	—	2	6,885	—	—
雑 為 替	1,313	265,903	1,044	178,649	1,080	394,845	545	207,804
合 計	26,452	14,413,768	147,341	33,653,605	28,564	19,756,226	163,766	36,712,689

(4) 有価証券

① 保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
国 債	3,299,338	5,653,227	2,353,889
地 方 債	699,876	634,200	▲ 65,676
社 債	6,774,603	5,969,349	▲ 805,254
受 益 証 券	1,200,755	835,907	▲ 364,848
合 計	11,974,574	13,092,685	1,118,111

② 保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	217,610	4,342,830	—	4,560,440
地 方 債	—	—	103,590	—	—	541,420	—	645,010
社 債	—	197,020	—	409,450	98,630	4,553,210	—	5,258,310
受 益 証 券	—	507,870	258,300	84,700	—	—	—	850,870
合 計	—	704,890	361,890	494,150	316,240	9,437,460	—	11,314,630

種 類	令 和 6 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	—	4,855,100	—	4,855,100
地 方 債	—	—	—	—	290,700	196,380	—	487,080
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	0
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	0
社 債	—	198,560	—	291,480	229,320	3,945,860	—	4,665,220
株 式	—	—	—	—	—	—	—	0
受 益 証 券	—	229,870	76,530	—	—	—	—	306,400
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	0
合 計	—	428,430	76,530	291,480	520,020	8,997,340	—	10,313,800

③ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又 は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)	貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又 は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国 債	1,617,410	1,596,967	20,442	—	—	—
	地 方 債	414,430	399,968	14,461	—	—	—
	社 債	409,450	400,000	9,450	229,320	197,970	31,350
	小 計	2,441,290	2,396,935	44,354	229,320	197,970	31,350
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国 債	2,943,030	3,384,420	▲ 441,390	4,855,100	5,868,539	▲ 1,013,439
	地 方 債	230,580	300,000	▲ 69,420	487,080	600,000	▲ 112,920
	社 債	4,848,860	5,703,151	▲ 854,291	4,435,900	5,704,661	▲ 1,268,761
	その他の証券	850,870	1,000,000	▲ 149,130	306,400	400,000	▲ 93,600
	小 計	8,873,340	10,387,572	▲ 1,514,232	10,084,480	12,573,200	▲ 2,488,720
合 計		11,314,630	12,784,507	▲ 1,469,877	10,313,800	12,771,170	▲ 2,457,370

④ 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

該当する取引はありません。

⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

該当する取引はありません。

② 残高有り投資信託口座数

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終 身 共 済	15,446	124,420,683	15,258	116,438,798
	定期生命共済	538	6,381,500	588	6,906,650
	養老生命共済	4,233	20,157,830	3,903	17,842,286
	こども共済	2,849	12,004,000	2,762	11,152,300
	医 療 共 済	11,122	2,790,650	11,009	2,465,850
	が ん 共 済	3,563	789,000	3,612	775,500
	定期医療共済	179	405,100	166	376,100
	介 護 共 済	1,462	2,039,008	1,586	2,539,624
	認 知 症 共 済	271		306	
	生活障害共済	537		608	
	特定重度疾病共済	795		842	
	年 金 共 済	7,977	239,200	7,799	194,200
建 物 系	建物更生共済	12,747	179,866,373	13,052	185,116,607
合 計		58,870	337,089,345	58,729	332,655,617

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		11,122	51,229	11,009	45,943
			832,900		957,975
が ん 共 済		3,563	21,807	3,612	22,093
定 期 医 療 共 済		179	890	166	827
合 計		14,864	73,927	14,787	68,863
			832,900		957,975

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		1,462	4,084,092	1,586	4,699,213
認 知 症 共 済		271	569,000	306	600,000
生活障害共済(一時金型)		377	2,706,000	452	3,360,300
生活障害共済(定期年金型)		160	149,400	156	141,600
特定重度疾病共済		795	1,176,800	842	1,243,500

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	6,305	3,356,193	6,203	3,262,299
年 金 開 始 後	1,672	825,070	1,596	803,186
合 計	7,977	4,181,263	7,799	4,065,486

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	2,939	38,478,510	35,078	2,634	34,084,770	31,359
自 動 車 共 済	12,568		556,169	12,571		565,273
傷 害 共 済	6,451	21,524,400	1,918	5,918	20,550,700	2,017
団体定期生命共済	—		—	—		—
定額定期生命共済	—		—	—		—
賠 償 責 任 共 済	88		295	89		455
自 賠 責 共 済	3,030		51,650	2,937		50,153
合 計	25,076		645,112	24,149		649,259

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	2,289,941	304,366	2,333,760	319,909
生 活 物 資	581,145	165,537	670,275	180,195
合 計	2,871,087	469,903	3,004,036	500,105

(2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	1,194,454	63,461	1,690,918	72,829
米以外の農産物	322,957	42,749	325,519	43,599
畜 産 物	451,343	53	509,261	10
合 計	1,968,754	106,264	2,525,700	116,439

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
収 益	保 管 料	49,689	39,409
	その他の収益	8,319	7,615
費 用	保 管 労 務 費	4,119	3,670
	その他の費用	18,752	15,190
差 引		35,136	65,885

(4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
中 島 菜	1,835	▲ 4,723	1,046	▲ 637
合 計	1,835	▲ 4,723	1,046	▲ 637

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取扱数量・金額	手 数 料	取扱数量・金額	手 数 料
ライスセンター	4,684 t	14,330	4,190 t	3,774
育 苗 セ ン タ ー	240,177枚	46,398	233,129枚	44,010
葬 祭 セ ン タ ー	251件	108,478	265件	121,967
そ の 他		15,073		13,889
合 計		184,281		183,641

(6) 指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
収 入	指導事業補助金	7,412	5,811
	実 費 収 入	769	651
支 出	営 農 改 善 費	11,018	11,995
	教 育 情 報 費	3,852	2,991
	協力団体育成費	8,257	8,329
差 引		▲ 14,945	▲ 16,853

Ⅳ 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：%)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
総資産経常利益率	0.13	0.24	0.11
資本経常利益率	2.98	6.12	3.14
総資産当期純利益率	▲ 0.34	0.23	0.57
資本当期純利益率	▲ 7.73	5.98	13.71

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	12.11	13.45	1.34
	期中平均	12.75	11.67	▲ 1.08
貯 証 率	期 末	10.40	9.70	▲ 0.70
	期中平均	11.93	11.53	▲ 0.40

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和 7 年 3 月末における自己資本比率は、18.62%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	能登わかば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,391百万円（前年度 2,438百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,685	6,906
うち、出資金及び資本準備金の額	2,438	2,391
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	4,287	4,529
うち、外部流出予定額 (▲)	24	—
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 15	▲ 14
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	3
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,686	6,910
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	3	3
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライセンスに係るもの以外の額	3	3
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	3
自己資本		
自己資本の額 (ハ) = (イ) - (ロ)	6,683	6,907
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	36,386	35,821
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)		—
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,991	1,267
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	40,378	37,089
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (二)	16.55	18.62

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	339	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,989	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	7,573	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	82,277	16,455	658
	法人等向け	6,340	3,007	120
	中小企業等向け及び個人向け	609	204	8
	抵当権付住宅ローン	1,060	332	13
	不動産取得等事業向け	220	212	8
	三月以上延滞等	4	2	0
	取立未済手形	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	4,024	395	15
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	428	428	17
	（うち出資等のエクスポージャー）	428	428	17
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	8,740	15,337	613
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,293	10,734	429
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	159	398	15
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	4,287	4,204	168

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
証券化	証券化	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC適用分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	1,000	10	0
	(うちルックスルー方式)	1,000	10	0
	(うちマンドレート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額 (▲)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	117,608	36,386	1,455
	CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー 合計 (信用リスク・アセットの額)	117,608	36,386	1,455
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		3,991		159
総所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		40,378		1,615

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	369	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,876	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	8,070	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	79,264	15,994	639
	（うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	6,119	2,793	111
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	788	415	16
	（うちトランザクター向け）	2	1	0
	不動産関連向け	1,112	268	10
	（うち自己居住用不動産等向け）	969	219	8
	（うち賃貸用不動産向け）	142	49	1
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向け を除く。）	80	22	0
	自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	8	4	0
	取立未済手形	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	4,683	461	18
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—
	株式等	428	428	17
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	8,787	15,427	817
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及 びその他外部 TLAC 関連調達手段 に該当するもの以外のものに係る エクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	4,293	10,734	429
	（うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポ ージャー）	132	331	13

(単位：百万円)

			令和6年度		
			エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
		(うち上記以外のエクスポージャー)	4,360	4,360	174
	証 券 化		—	—	—
		(う ち S T C 要 件 適 用 分)	—	—	—
		(短 期 S T C 要 件 適 用 分)	—	—	—
		(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
		(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再 証 券 化		—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		400	4	0
		(う ち ル ッ ク ス ル ー 方 式)	400	4	0
		(う ち マ ン デ ー ト 方 式)	—	—	—
		(う ち 蓋 然 性 方 式 250%)	—	—	—
		(う ち 蓋 然 性 方 式 400%)	—	—	—
		(う ち フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)		—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計		115,990	35,821	1,432
	CVAリスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)		—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)		115,990	35,821	1,432
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 〈簡易方式又は標準的方式〉		マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
		a		b = a × 4 %	
		—		—	
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
		a		b = a × 4 %	
		1,267		50	
総所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 合計		総所要自己資本額	
		a		b = a × 4 %	
		37,089		1,483	

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

		令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		1,267
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		50
B	I	845
B	I C	101

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

4. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 JA では自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバルレーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- (注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの
期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高		三月以上 延滞エク スポー ジャー 期 末 残 高		信用リスクに関するエクスポージャーの残高		延滞エク スポー ジャー 期 末 残 高	
		うち 貸出金等	うち債券			うち 貸出金等	うち債券		
法人	農 業	169	158	—	—	197	187	—	3
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	1,199	—	1,199	—	1,199	—	1,199	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動 産業	630	27	601	—	627	25	601	—
	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	2,412	—	2,412	—	2,211	—	2,211	—
	運輸・通信業	1,402	—	1,402	—	1,402	—	1,402	—
	金融・保険業	86,675	—	—	—	83,663	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サー ビス業	559	56	499	—	556	53	499	34
	日本国政府・ 地方公共団体	12,565	6,875	5,689	—	13,955	7,478	6,476	—
	上 記 以 外	536	227	—	0	561	252	—	5
	個 人	5,868	5,868	—	3	6,351	6,351	—	46
	そ の 他	4,587	—	—	—	4,863	—	—	—
業 種 別 残 高 計		116,608	13,214	11,805	4	115,590	14,348	1,391	89
残存期間別残高計	1 年 以 下	81,836	165	—		66,834	306	—	
	1 年 超 3 年 以 下	1,290	1,090	200		13,144	914	200	
	3 年 超 5 年 以 下	1,198	1,097	100		1,508	1,508	—	
	5 年 超 7 年 以 下	1,468	1,067	400		1,462	1,161	301	
	7 年 超 10 年 以 下	3,884	3,479	304		3,825	3,125	499	
	10 年 超	17,332	6,032	10,799		18,939	7,047	11,390	
	期限の定めのないもの	9,597	281	—		9,875	284	—	
残存期間別残高計		116,608	13,214	11,805		115,590	14,348	12,391	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度					令 和 6 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	1	1		1	1	1	3		1	3
個 別 貸 倒 引 当 金	57	50	5	52	50	50	52	3	46	52

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 5 年 度						令 和 6 年 度					
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	3	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	22	21	—	22	21	—	21	21	—	21	21	—
上 記 以 外		4	4	—	4	4	—	4	4	—	4	4	—
個 人		31	24	—	31	24	—	24	24	—	24	24	—
業 種 別 残 高 計		57	50	—	57	50	—	50	52	—	50	52	—

(注) 当 JA では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 $F (=E/(C+D))$
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	369	—	369	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	5,876	—	5,876	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	8,070	—	8,070	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	79,264	—	79,264	—	15,994	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	6,119	—	6,118	—	2,793	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	780	77	667	7	415	62
（うちトランザクター向け）	45	—	29	—	2	1	45
不動産関連向け	20～150	1,112	—	1,077	—	268	25
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	969	—	935	—	219	23
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	142	—	142	—	49	35
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	31	—	29	—	22	75
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	4	—	4	—	4	100
取立未済手形	20	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	0～10	4,683	—	4,618	—	461	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	428	—	428	—	428	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 $F (=E/(C+D))$
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
上 記 以 外	100～1250	8,797	—	8,797	—	15,437	175
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,293	—	4,293	—	10,734	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	132	—	132	—	331	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	4,370	—	4,370	—	4,370	100
証 券 化	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件 適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期 STC 要件 適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	400	—	400	—	4	1
未 決 済 取 引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	—					—	
合 計 (信用リスク・アセットの額)	—					35,831	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年 度															
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）															
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,876	－		－		－		－		－		5,876				
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－		－		－		－		－		－				
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－	－		－		－		－		－		－				
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計				
我が国の地方公共団体向け	8,070	－		－		－		－		－		8,070				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－		－		－		－		－		－				
地方公共団体金融機構向け	－	－		－		－		－		－		－				
我が国の政府関係機関向け	－	－		－		－		－		－		－				
地 方 三 公 社 向 け	－	－		－		－		－		－		－				
	0%	20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計			
国 際 開 発 銀 行 向 け	－	－		－		－		－		－		－	－			
	20%	30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	78,557	－		706		－		－		－		－	0	79,264		
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－		－		－		－		－		－	－	－		
	10%	15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計		
カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け	－	－		－		－		－		－		－	－	－		
	20%	50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計	
法 人 等 向 け （特定貸付債権向けを含む。）	1,202	4,712		－		－		－		197		－		－	6	6,118
（うち特定貸付債権向け）	－	－		－		－		－		－		－		－	－	－
	100%		150%		250%		400%		その他				合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－				－		－	
株 式 等	－		－		－		－		－				－		428	
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	2			273			140			259			675			
（うちトランザクター向け）	2			－			－			－			2			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	600	88	75	－	－	－	－	5	－	20	15	130	935			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	79	24	－	37	－	－	－	－	－	－	－	－	142			
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計			
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－		－			
	60%				その他				合計							
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	－				－				－							
	100%			150%			その他			合計						
不 動 産 関 連 向 け う ち A D C 向 け	－			－			－			－						
	50%		100%			150%			その他			合計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	18		6			4			－			29				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－		4			－			－			4				

(単位：百万円)

項 目	令和6年度					
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)					
	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	369	—	—	—	—	369
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	4,608	—	0	10	4,618
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	13,160	13,160
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	3,952	3,952
	リスク・ウェイト 20%	800	82,803	83,604
	リスク・ウェイト 35%	—	854	854
	リスク・ウェイト 50%	5,314	0	5,314
	リスク・ウェイト 75%	—	204	204
	リスク・ウェイト100%	—	5,061	5,061
	リスク・ウェイト150%	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	4,453	4,453
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—
計		6,115	110,492	116,608

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	10,114	—	—	99,927
40%～70%	5,514	29	10	5,504
75%	294	42	10	288
80%	—	—	—	—
85%	32	—	—	32
90%～100%	352	1	10	348
105%～130%	—	—	—	—
150%	4	—	—	4
250%	428	—	—	428
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	3	10	1
合 計	106,742	77	10	106,535

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 JA では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 JA では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A－または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB－または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け	8	—
中小企業等向け及び個人向け	12	279
抵当権住宅ローン	—	175
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等向け	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	12	71
合 計	32	526

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	6	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	21	203
自己居住用不動産等向け	2	176
抵当権付き住宅ローン	—	—
貸借用不動産関連向け	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	1	—
合 計	32	379

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

- 3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. CVA リスクに関する事項

- ◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法(SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。)の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しています。
- ◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要(CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)
CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

9. マーケット・リスクに関する事項

- ◇リスク管理の方針及び手続等の概要
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。
- ◇当 JA は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当 JA では、各種手続きによりオペレーショナル・リスクを管理しています。

◇BI の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及び FC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC 及び FC の額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ILM の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手順の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用会議（ALM 委員会）を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議（ALM 委員会）で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,722	4,722	4,722	4,722
合計	4,722	4,722	4,722	4,722

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	10	4
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

13. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として IRRBB を計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当 JA は、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていない。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE の算出方法に関する変更はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当 JA では、 Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクの計算を実施していません。

② 金利リスクに関する事項

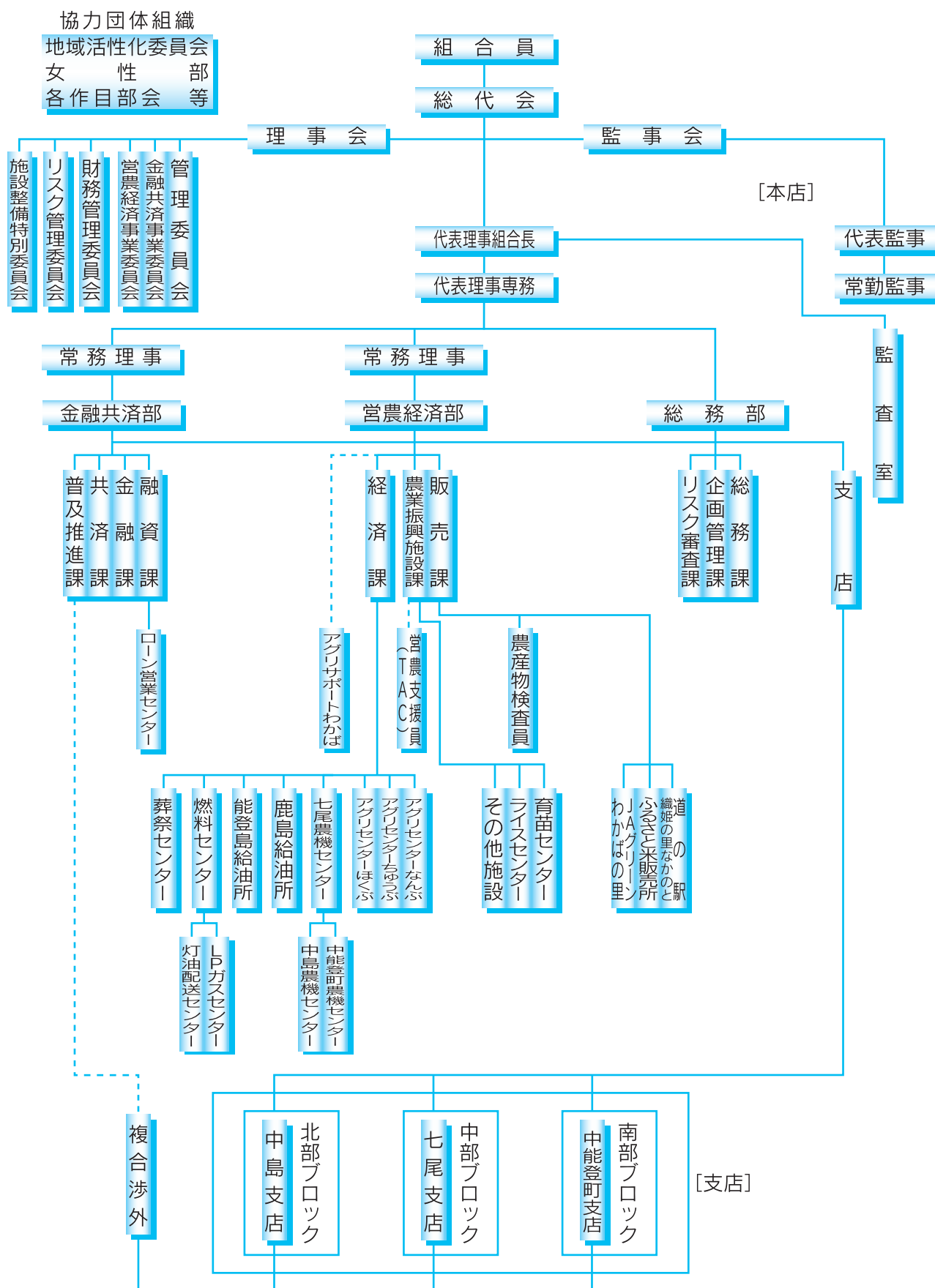
(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	1,393	1,630	73	101
2	下方平行シフト	0	0	3	0
3	スティープ化	1,462	1,514		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	49		
7	最大値	1,462	1,630	73	101
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	6,682		6,907	

【JAの概要】

1. 機構図

(令和7年4月1日現在)



2. 役員（令和7年3月末）

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	寺 西 清 悟	理 事	高 次 政 信
代表理事専務	高 木 盛	〃	小 幡 紀 喜
常 務 理 事	竹 森 裕	〃	酒 井 稔
〃	山 森 実	〃	石 端 一 男
理 事	谷 口 英 夫	〃	中 瀬 増 直
〃	福 田 浩	〃	清 水 統
〃	守 山 昭 二	〃	築 山 武 則
〃	宮 崎 一 也	〃	堂谷内 陽 子
〃	中 村 正 子	代 表 監 事	法 京 廣 照
〃	寅 松 清 一	常 勤 監 事	宮 崎 敏 広
〃	出 島 茂 弘	監 事	加 地 求
〃	寺 井 英 雄	〃	筆 安 茂
〃	桜 井 政 慶	〃	木 原 肇

（注） 監事 加地 求 は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

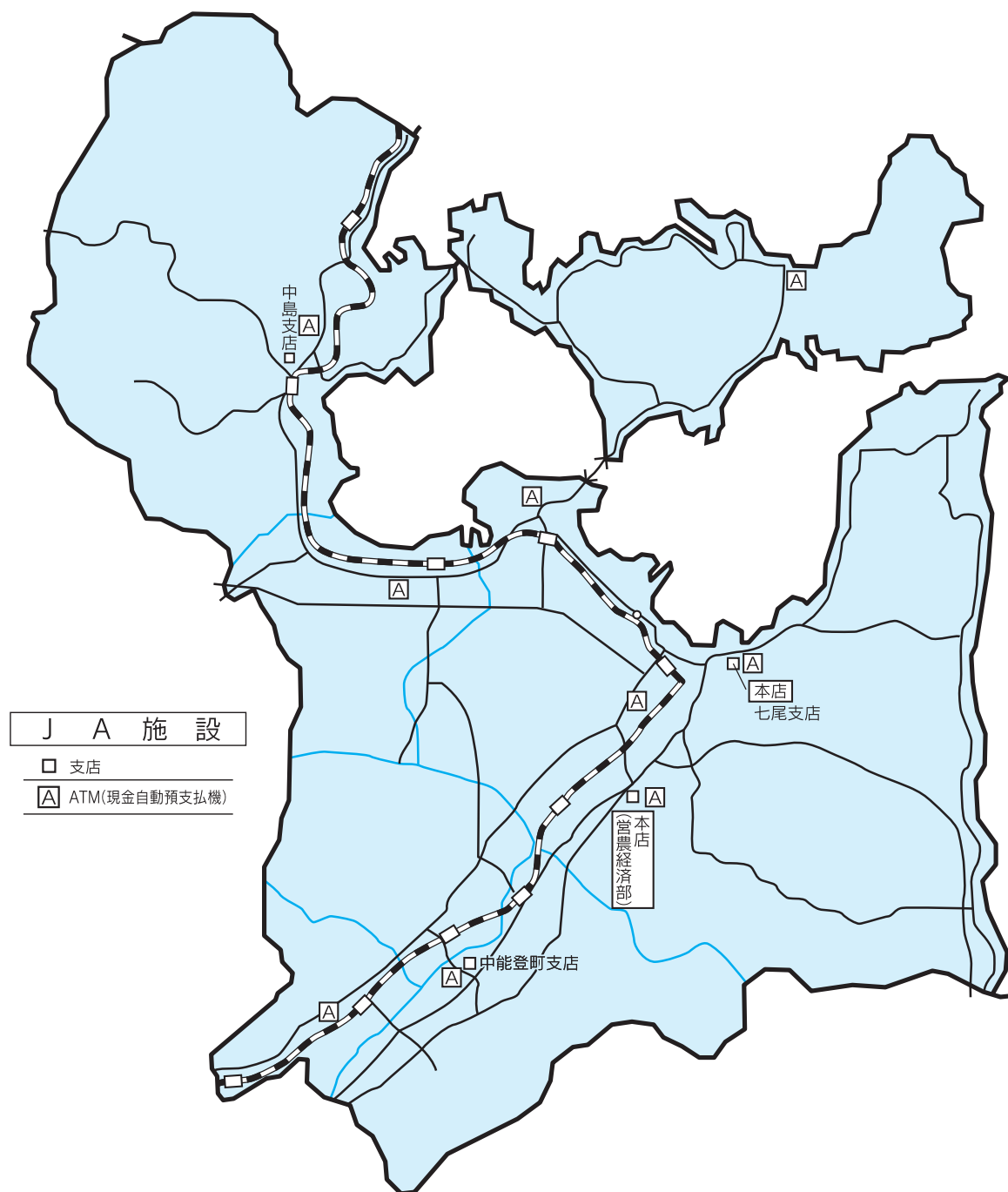
（単位：人）

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
正 組 合 員 数	8,246	8,018	▲ 228
個 人	8,156	7,923	▲ 233
法 人	90	95	5
准 組 合 員 数	5,481	5,439	▲ 42
個 人	5,341	5,300	▲ 41
法 人	140	139	▲ 1
合 計	13,727	13,457	▲ 270

4. 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数
米 穀 出 荷 農 家	799名
生 産 組 合	280集落
女 性 部	599名
共 済 わ か ば 会	623名
年 金 友 の 会	6,834名

5. 地区



6. 沿革・歩み

当 JA 能登わかば管内は、石川県の中心よりやや北部に位置し、昔から『能登はやさしや土までも』といわれるように、能登の風土は温和が特徴です。とりわけ稲作には、気温、降雨、降雪も程よく、乱開発のない自然は、湧水、霊水にも恵まれ、土地は肥沃となり、品質のよい米作りにつながります。

このみどり豊かな環境のもと、人々のうるおいある暮らしと農業をはじめとした産業・文化の調和のある地域社会を築くため、協同組合活動の実践に取り組んでいます。

設 立	平成6年4月1日	組 合 員 数	正組合員 8,018名 准組合員 5,439名
本店所在地	七尾市矢田新町イ部6番地7		
出 資 金	23億91百万円	役 員 数	理事21名 監事5名
店 舗 数	金融店舗 3	職 員 数	175名

平成6年4月	JA 能登わかば設立	平成20年12月	中央給油所セルフ化
平成8年9月	精米施設(ふるさと米販売所)の建設	平成21年11月	15周年記念式典及び感謝祭
平成10年3月	中部育苗施設の建設	平成24年4月	JA グリーンわかばの里新築移転オープン
平成10年9月	北部農産物集出荷場の建設	平成24年5月	七尾支店新築移転オープン
平成12年7月	中部農業倉庫の建設	平成24年11月	本店新築移転
平成12年9月	北部農業倉庫の建設	平成26年4月	織姫の里なかのとオープン
平成13年9月	大豆センターの建設	平成27年12月	やすらぎ会館「和の家」開館
平成15年4月	葬祭部の設立	平成29年3月	金融移動店舗車の入替
平成15年7月	鹿島給油所セルフ化	平成30年3月	鳥屋・田鶴浜・中島ライスセンター 能力増強工事完成
平成16年4月	やすらぎ会館の建設		
平成16年11月	10周年記念式典及び感謝祭	令和3年1月	鹿西支店移転オープン
平成17年7月	直売所わかばの里出店	令和3年12月	七尾農機センターのオープン
平成18年3月	鹿島ライスセンター玄米色選完成	令和4年10月	徳田支店・燃料センター新築移転 オープン
平成18年9月	ねぎ調整選別施設の建設		
平成19年5月	移動店舗バス導入	令和6年2月	中能登町支店新築移転オープン、 3支店体制で営業開始
平成20年2月	ローン営業センター開設		
平成20年4月	アグリセンターなんぶリニューアルオープン	令和6年3月	営農経済部事務所移転

7. 店舗等のご案内

(単位：台)

店舗・施設の名称	所 在 地 の 住 所	電話番号	CD・ATM設置台数
本 店	〒926-0015 七尾市矢田新町イ部6番地7	53-8500	
本店(営農経済部)	〒926-0037 七尾市国下町千部1番地5	57-6005	ATM 1
中能登町支店	〒929-1811 鹿島郡中能登町徳前部68番地1	76-1026	ATM 2
七尾支店 (JA グリーンわかばの里)	〒926-0015 七尾市矢田新町イ部6番地7	53-7011	ATM 2
中 島 支 店	〒929-2222 七尾市中島町中島乙部94番地	66-0333	ATM 1

店舗外 CD・ATM 設置場所	所 在 地 の 住 所	CD・ATMの区別	営業日(平日・土・日)
藤 橋 出 張 所	〒926-0816 七尾市藤橋町申40-2	ATM	平日・土・日・祝日
鹿 西 店	〒929-1602 鹿島郡中能登町能登部91部23番地	ATM	平日・土・日・祝日
和 倉 温 泉 店	〒926-0178 七尾市石崎町香島2丁目19番地	ATM	平日・土・日・祝日
田 鶴 浜 店	〒929-2121 七尾市田鶴浜町元鶴尾尻又之部18-2	ATM	平日・土・日・祝日
能 登 島 店	〒926-0211 七尾市能登島向田町ろ部8番地1	ATM	平日・土・日・祝日

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』を言います。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVA リスク相当額を8%で除した額の合計額を言います。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク (相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
標準的計測手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法です。事業規模を表す額に、一定の乗数(内部損失乗数)を乗じて算出する方法です。事業規模要素は、算出金利要素 (ILDC)、役務要素 (SC)、金融商品要素 (FC) の平均値に0.12を乗じた額であり、内部損失乗数については、告示第250条第1項に基づいた数値を使用しています。なお、算出金利要素 (ILDC)、役務要素 (SC)、金融商品要素 (FC) は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用 語	内 容
CVA リスク (Credit Value adjustment)	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。）が変動するリスクを言います。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
△ EVE ・ △ NII	△ EVE とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。△ NII とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。△ EVE については、6つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下）に基づいて、△ NII については2つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト）に基づいて計測を実施します。
上方パラレルシフト・ 下方パラレルシフト	満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトといいます。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトといいます。
スティープ化・フラット化	長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化といいます。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化といいます。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

<概況及び組織に関する事項>

1. 業務の運営の組織……………64～67
2. 理事及び監事の氏名及び役職名……………65
3. 事務所の名称及び所在地……………67

<主要な業務の内容>

4. 主要な業務の内容……………13

<主要な業務に関する事項>

5. 直近の事業年度における事業の概要…7～9
6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標……………31
7. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標
 - ① 主要な業務の状況を示す指標
 - a. 事業粗利益及び事業粗利益率……………32
 - b. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支……………32
 - c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや……………32
 - d. 受取利息及び支払利息の増減……………32
 - e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率…42
 - f. 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率……………42
 - ② 貯金に関する指標
 - a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、その他の貯金の平均残高……………33
 - b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高……………33
 - ③ 貸出金等に関する指標
 - a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……………33
 - b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……………33
 - c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額……………33
 - d. 使途別の貸出金残高……………34
 - e. 主要な農業関係の貸出実績……………34
 - f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合……………34
 - g. 貯貸率の期末値及び期中平均値……………42

④ 有価証券に関する指標

- a. 商品有価証券の種類別の平均残高……………該当なし
- b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高…38
- c. 有価証券の種類別の平均残高……………37
- d. 貯証率の期末値及び期中平均値……………42

<業務の運営に関する事項>

8. リスク管理の体制……………10～11
9. 法令遵守の体制……………11～12
10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況……………4～6
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……………12

<直近の2事業年度における財産の状況>

12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書……………14～28
13. 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権…35
 - ② 危険債権……………35
 - ③ 三月以上延滞債権……………35
 - ④ 貸出条件緩和債権……………35
 - ⑤ 正常債権……………35
14. 自己資本の充実の状況……………43～63
15. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券……………38
 - ② 金銭の信託……………39
 - ③ 金融先物取引等……………該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…37
17. 貸出金償却額……………37
18. 法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨……………31

MEMO



能登わかば農業協同組合

〒926-0015 石川県七尾市矢田新町イ部6番地7

TEL.0767-53-8500 FAX.0767-53-8523

<http://ja-notowakaba.jp/>